

## 議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成30年3月1日（木）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員、柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	西垣町長、長戸副町長、坂口総務課長、田中企画財政課長、鈴木議会事務局長	
開 会	10時00分	
記 録 者	議会事務局 前田書記	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼</p> <p>3月定例会に向けての議運だ。予算もあり、期間も長くなる。円滑な議会運営ができるよう、慎重審議をお願いするとともに、一日一日の議会が実のあるものになるよう、よろしく願います。</p> <p>では、議長からあいさつ願いたい。</p>
あいさつ	船木議長	<p>委員長が申し上げたとおりだ。</p> <p>一般質問の中で、判断いただきたい件もある。</p> <p>慎重審議よろしく願います。</p>
	芝岡委員長	町長からあいさつ願いたい。
	西垣町長	<p>3月に入ってお忙しい中、議運の開催とご出席にお礼申し上げます。</p> <p>どの議会も大事だが、とりわけ新年度の予算審議が大きな比重を占めると思っている。予算によって今後1年間の岩美町の施策なり、方向性を示す大事な議会だという認識でいる。執行部としても理解いただける十分な説明に努めたいと思っている。</p> <p>議運の皆さまのご協力により、この定例会が順調に進むことをお願い申し上げて、あいさつに代えたい。よろしく願います。</p>
審査事項(1)①	芝岡委員長	<p>審査事項に入る。</p> <p>(1)3月定例会の会期日程等の議会運営に関する事項について、局長から説明願いたい。</p>
	鈴木議会事務局長	* (1)①諸般の報告について、日程表により説明
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
②	芝岡委員長	次。
	鈴木議会事務局長	* ②会議録署名議員について、日程表により説明

		<p>また後で出るが、松井議員が除斥の対象となる案件があり、補充の澤議員に署名議員をお願いすることになる。</p> <p>何かあれば、その議案のときをお願いしたい。</p>
③	芝岡委員長	<p>次、続けて説明願いたい。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>③一般質問についてだが、昨日夕方5時までには5人の通告があった。</p> <p>○杉村 宏議員 4件10項目 ○川口 耕司議員 2件 6項目 ○芝岡みどり議員 3件 8項目 ○田中 伸吾議員 2件 6項目 ○田中 克美議員 2件 6項目</p> <p>杉村議員の質問について、議長から皆さんに相談したいということがあったが、P3の4番目の質問、町の財産についてだ。</p> <p>これについては、これまでも議論されてきたところだが、今回ここに「弁護士法人菜の花総合法律事務所の駒井弁護士による鑑定意見書（別添正本、原本還付請求）からも明らかだ。」というくだりがある。</p> <p>この通告書に、このような意見書を付けてこられた。正本で1部しかないので、済んだら返してほしいということだ。この取り扱いについて、議運の資料は、ほかの議員にもきょうの結果と併せてお配りしている。当日の傍聴者にも一般質問の要旨等を資料として配っている。これを通告書の別添という形で添付するかということだ。</p> <p>これまでに位置を示すための地図を付けて傍聴者にも配ったり、杉村議員の時に決算書の様式について一般質問でも提案があり、ひな型のような形で付けたことがある。</p> <p>今回これは何十ページにもわたっている。中身は結論に至るまでが8ページ、結論を出すにあたって出した資料の一覧に1ページ、あとはずっと資料の写しが付いている。</p> <p>皆さんに見ていただくか。どうするか。</p> <p>念のため、事務局に保管するために1部コピーを取らせてもらったものがある。ご本人にはコピーのことは伝えている。</p>
	芝岡委員長	<p>一人ずつ審議するというのでさせてもらう。</p> <p>まず、杉村議員の質問から。</p> <p>寺垣議員、何かあるか。</p>
	寺垣委員	<p>鑑定意見書についてだが、今回議会だよりの号外が発行されるが、この中でも町と道の駅との密約を自分で作って意見を聞いたということがある。本当のことを聞いているのか、自分の作った話で聞いているのか、これでは分からない。杉村議員が自分の口でそういうことを言われたこともない。鑑定意見書を出していただくための自分の意見を聞いたことが</p>

		ないので、判断する材料がない。あるとすれば、自分の作った話でこのような意見書を出してもらっているのではないかと思う。それなら見る意味がない。それを見させてもらっても、自分たちが判断することも、町長が判断することも、ほかの人が判断することもできない。 私としては、必要ない気がする。
	芝岡委員長	澤委員、どうか。
	澤委員	4番は削除してもらったらどうか。 すでに決算は認定されている。議会全体を否定することになる。
	柳副議長	局長に尋ねるが、議会として結論が出ているということで、4番の質問は削除という提案があったが、それはできないだろう。 思うのは、彼は出資金でなく債権だということで、持論を持って訴えるということだ。 質問は受理すべきだと思う。仕方ない。 別添については、個人の一般質問のたびにいちいち許可するかと言えば、そんなことはない。例えば、位置が分からないから簡単な地図を付けることなどはよいと思う。個人がこのような資料を積み上げてきて、これを別添とするということになれば、全議員に対応できない。 私は4番の質問は、当然質問権はあると思うが、書類を添付するということは認めてはならないと思う。 局長に聞きたいのは、今回予算審査をする中で、財産の項目で債権か出資金かという中で、彼は持論を持って予算についての賛否を表明されると思う。これはありうるのか。 債権だという持論の中では、一般質問は認めるべきだと思う。 だけど、一般質問の関連ということになるが、もし彼がこれを・・・。
		※総務課長補佐から、本日の暴風により、役場庁舎内の電話が使用できないという連絡が入る。
	船木議長	休憩して。
	芝岡委員長	休憩する。 10時19分 休憩 ※執行部、対応 再開する。 10時32分 再開 では、先ほどの続きをお願いしたい。
	柳副議長	鑑定意見書は、取り扱いする必要はないと思う。 慣例になる。百ページ、千ページでも出された場合の対応が困る。

		<p>彼の持論の中での鑑定意見書を添付するのはいかがなものか。</p> <p>局長は、議会の対応として今後も含めてどう思うか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>非常に枚数も多い。</p> <p>言われるように、一般質問というのは、議会の質問というより、議員個人の質問になる。そういうところで、これがないと議論が分からないということではない。枚数も多い。なるべくこういうものを付けずに質問していただきたい。言われるように、慣例になると次もということがある。なるべく口で説明して、質問の内容が分かるようにしてほしいと事務局としては思う。</p>
	芝岡委員長	<p>鑑定意見書については、配付しないということにさせていただいたらよいか。括弧書きについて、取っていただくか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>本人にも、これをどうしても付けないといけなかと話をしたが、「取り下げるつもりはない」と言われた。本人は通告書から削除されない。</p> <p>傍聴者に配る資料の中で、別添というところについて、どういう処理があるのかということがある。議会としてそれを省略したということにするか。</p>
	柳副議長	<p>別添と書いてあれば、あるものだ。</p>
	船木議長	<p>ちょっと待って。</p> <p>私も直接電話した。この括弧書きを消してもらえないかと言ったが、「いけません」と言われた。そうか、そうかで電話を切った。</p> <p>一般質問で自分の方から提出してきたものを、議会でコピーしたりしてそれぞれに配ることは、公費を使ってそのようなことをする必要はないと思う。するなら自分ですればよいと思う。それで、「議長、配ってよろしいか」と言われれば、私は必要ないと言おうと思う。皆さんがどう思われるかを聞きたい。</p> <p>一般質問で、これがなくても質問できる。今始まった問題でもない。</p> <p>これは一弁護士が作った資料だ。公的なものではない。そのところの認識だが、彼は「これが天下の免状だ」みたいな感じで言わんとしているようだが、一弁護士の見解だと私は捉えている。こんなものを持ってきて、議会がこれをコピーして配る必要はないと思う。仮に、自分がコピーして配ってもよいかと言われたら、私は、その必要はないと言おうと思っている。彼は電話の内容からすると、議会の方が資料として配ってくれるみたいな感覚だと推察されたので、私は彼が質問する上で、この正本をみんなに見てもらう必要があるかということは、議会として許可しない。議長としてしない。</p>

		これが法律や規則に触れることがあれば訂正しなければならないが、そういうことがないようなので、私の判断でそうさせてもらおうと思う。それで皆さんの意見を伺っておきたい。
	芝岡委員長	別添と書いてあるものが傍聴者に配られれば、どこにあるかと思われる。
	柳副議長	議長の考え方を踏まえて、局長にどうかと言ったら、答えは慣例をつくることにもなるし、あるべき姿ではないということだった。 議運で議長の考えと一致した。議長の思いを伺って、議運としてもやるべきでないとなった場合は、この括弧書きは必然的に取られるものだと思う。
	芝岡委員長	付けないのだったら、外さないといけない。
	柳副議長	付けてはならないという方向で決めた以上は、括弧書きは自然消滅してもおかしくないと思う。そうしないと、事実と合わなくなる。 議長が言われたように、個人の目的を果たすための資料であって、公的なものではない。自分の都合で付ける資料について、議会が認めるわけにはならん。こんなことを認めていたら、誰でもやる。
	芝岡委員長	この鑑定意見書については、付けないということでよいか。
		※「はい」との声あり。
	芝岡委員長	配ろうと思えば、本人が用意するということだな。
		※「いけまいで」の声あり。
	芝岡委員長	いや、本人が持ってきたら、議長はそれは配る必要がないということだな。本人はしてもらえんと思っていると思う。
	柳副議長	局長、例えば、自分の方に誘導させる資料だということは別として、議運において資料は付けないと決定された。それで、本人がそもそも、決定されるされないは別として、本人が一般質問するにあたり、傍聴者や議員に配るという行為は許されるのか。
	鈴木議会事務局長	議場外でされることは止められないと思う。議場内で配ることは議長の許可があるので、それは議長が判断される。本人がもし議場内でそのようなことをされたら、それはまた問題だ。
	柳副議長	それなら、庁舎内はよいのか。
	鈴木議会事務局長	庁舎内は議場外なので、止めることは難しいと思う。
	柳副議長	今後もあるので、後学のために聞くが、自分が一般質問をしようとして、資料の配付について議長の許可が得られないということで、来られた傍聴者に自分が手渡しすることは許されるということか。
	鈴木議会事務局長	中に持って入る物も限定されるので、そこは規制の対象に

		なる。
	船木議長	<p>知らないところで配られたらどうしようもない。よく分かっているはずだ。議場内で配ることは許されない。</p> <p>だけど、機関紙を庁舎内で配ることが許されるかということ、規則があるかないかわからないが、常識として職員や議員に配ることは控えないといけないと思う。集金をしたりすることもいかなものかと思う。私はこう思っているということ、庁舎内で配ることはしないと思う。町と考えが違うので、町も注意すると思う。</p>
	柳副議長	<p>議会活動としてではなく、議員活動として許される範囲の幅が分からない。</p> <p>彼が本気でやる気になったら、認められないなら私は庁舎内において議場外から渡すという行為で臨まれた場合に、議員活動の一環として目をつぶらないといけないのかということだ。</p>
	澤委員	庁舎内では、誰かの許可がないと配れないのではないかな。
	船木議長	政治的活動まで止められるのかということとは分からない。庁舎内での商行為は禁止しているだろう。
	西垣町長	商行為は許可制だ。
	船木議長	政治活動はどうか。
	西垣町長	例えば、後援会とかの部分で公の施設で実際公務をしている人間に配るということになれば、公選法を見ないと分からないが、抵触するのではないかなという思いがある。
	長戸副町長	<p>庁舎管理者である町長が、政治家だから政治活動は自由と言われても、公の施設の中の管理者がいるわけなので、そこに許可を求めて了とされないと認められないと思う。</p> <p>町長が言われていたように公選法を見ないといけないが、通常考えれば、施設の管理者が町長なので、町長の許可なく勝手にできないと理解している。</p>
	柳副議長	その鑑定書にはいきさつ、結論が全部書いてあると思うが、寺垣委員が指摘された中で、どういった問いをしての答えということで、その前段の問いが入っているのか。
	鈴木議会事務局長	一般質問の時にあったと思うが、鑑定依頼事項という項目があって、岩美町が株式会社道の駅に出資名目で支出した金400万円について、地方自治法上の「債権」（同法第240条1項）または「出資による権利」（同法第238条1項7号）のいずれにあたりと認めるべきか、という問いを法律事務所に持って行ったということしか分からない。
	柳副議長	<p>彼がこの400万円を、債権でなく出資という名目に賛同されて、議決にも賛同されたということも何も分からないわけだな。</p> <p>持論を優位に進めるような資料は、添付する必要はないと</p>

		<p>思う。括弧書きの別添は、切らないといけないと思う。</p> <p>彼が何を言おうと、彼がうんと言わなくても、ないものは必然的に消えると。</p> <p>確認するが、4の①、「・・・町にそのまま返すと町から説明があり、協議会参加者は、同社は借り受け、町は貸し付けるとすることで理解した」とあるが、整合のとれた答弁ができるのか。誘導するような書き方になっている。</p>
	西垣町長	<p>その場にはいないから分からないが、町としては、道の駅に利益が出た場合、できれば返してもらいたいということは、確かに言っておられると思う。</p> <p>ただ、そこにおられた方が、道の駅に貸し付けするんだという認識があったかどうかは私は不明だと思うし、町としても貸し付けるという名目で言うようなことはない。貸し付けるとすることで町自体が理解をしている、お互い理解しているということは、私はなかったと思っている。</p> <p>その部分については、今言ったような言い方以外にはないと思う。皆さんがそのような理解でいたかどうかについては疑問だ。</p>
	柳副議長	<p>委員長、ここをしっかりと整理しておかないと、彼の思いにはまってしまうということがある。</p> <p>前町長は緊張感を持って、これでしっかり軌道に乗せてくれと、刺激を与える言葉としての口調になったかもしれないが、実際の捉えとして、これは返還を要求するものではない。</p> <p>我々議員は、これは出資的な部分だということで認めている。そこを整理されて言わないと、住民が「杉村議員の言う通りだ」となる。</p> <p>その時の話の中で、もうけて返すという馬力で頑張ってもらわないといけないという趣旨をねじ曲げていると思う。</p> <p>ここははっきりしないと、逆に住民から「やっぱり杉村議員が正しい」ということになりかねない2行だ。気を付けていただくようにと思っている。</p> <p>それから3で、どこと指定されていないが、前回の引き続きで、消防署のことを言っている。きょう号外も出るが、地権者の厚意に配慮しなければならないということだが、その話が吹っ飛ぶことになる。気を付けなければならない質問だと思っている。場所の特定を文言でしているわけではないので、どうこうできないが。</p> <p>この質問を復活させたら、議運で協議する中であって、一議員として、号外を発行した中の一つの流れにいるわけだ。相反することになる。</p> <p>局長、これは制止できないのだな。彼の議員としての思いの中で指摘される質問ということで。</p>

		彼を除くほかの11名の議員は、それはいけないぞと指摘をして号外を出したが、彼の議員活動の一環として質問するという行為は、特段線引きできないのだな。
	鈴木議会事務局長	今線引きしているのは、町に関係のない国政の事務についてだが、それには該当しないと思う。
	柳副議長	4番の括弧書きのところだけ。
	鈴木議会事務局長	確認だが、議場に配付する資料の中に一般質問の要旨を紹介しているが、そこに基本的に通告書の内容をそのまま載せるが、その時に括弧書きは表記しないということだな。
	芝岡委員長	それを議運で決めたということだよいな。
	柳副議長	議長が電話をかけられても、局長が聞いても、「私はこの括弧書きを削除しない」と言われたということだが、議運で決定があったら、別添資料がないわけだから、必然的にカットされるという認識でよいか。
	鈴木議会事務局長	具体的な事務のことになるが、この資料はほかの議員にもお知らせする。その時にここの括弧書きの処理について、添付しないことになったということはお知らせするが、それでよいな。何か加工しなければならないのか。
	船木議長	括弧書きを削除するという事だろう。削除したら、この場で決まったら、ほかの議員には括弧内のことは言わなくてもよい。言わなくてもよいし、原本は即座に返さないといけない。そういうことになると思う。 括弧内を削除しようということになったら、原本とか持ってきているものを議論する必要はない。
	鈴木議会事務局長	ほかの議員に配る時に、ここの括弧書きを黒塗りにするとか、空白にするとか・・・。
	船木議長	括弧内は削除だと言っているのだから、取ったものを議員に配ればよい。 これは事務局が受け付けて、それをここで議論しているのだろう。
	鈴木議会事務局長	はい。
	船木議長	ここでこれは削除ということになると、なかったことで原本も返さないといけないということになるのではないか。
	芝岡委員長	もうこれが出来上がっているということか。
	鈴木議会事務局長	これで受けているので、この写しをほかの議員に配る。
	船木議長	あなたが受けたが、議運でこういう風になったからということで、ほかの議員には配ればよい。何も言わなくてよい。
	鈴木議会事務局長	言わないが、これを使うことになるので、括弧書きを白マーカーで消すような形になると思った。
	船木議長	受け付けたら、訂正も何もできないのか。
	鈴木議会事務局長	本人が直してくれるのならよいが、それは考えられない。休憩していただきたい。

休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 11時03分 休憩 再開する。 11時21分 再開
	鈴木議会事務局長	杉村議員に、括弧書きを削除していただけないかと、議運では添付資料については配付しないことになったと、ここの表記を削除してもらえないかと連絡したが、「自分では削除するつもりはない、自分を出したい」ということだった。
	芝岡委員長	削除するというのを伝えてもらったのだな。
	鈴木議会事務局長	伝えたが、自分では削除しないということだ。
	芝岡委員長	自分はしないけど、こちらではするというのでよいな。
	鈴木議会事務局長	処理の仕方だが、当日の一般質問の時に、傍聴者に配る資料についてはこの内容は打ち直して一覧にするので、その時は表記しないし、きょうの結果をほかの議員にお知らせする時には、この資料を二重線で訂正して、議運では配付しないことになったと説明を加えて、各議員に配ることでよいか。
	芝岡委員長	それでよろしいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	杉村議員のほかの質問はよいか。
	柳副議長	3のような、現況と地目が違う土地が町内にどれくらいあるのか。 前町長は、全部が全部足を運んで確認できないと言われていたが、把握できていないものがあるのか。 確認できていないということで、あるけど知らないということとは言えないのだな。
	田中企画財政課長	地目が変わってないからと言っても、課税が地目のままとは限らない。
	柳副議長	そういうことも出てくるのではないかと思ってだ。 彼はよく聞かれる。質問される可能性もあるので聞いた。
	芝岡委員長	ほかにあるか。 なければ、次、川口議員の質問はどうか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	執行部はどうか。
	執行部	よい。
	芝岡委員長	次、芝岡の質問はどうか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	次、田中伸吾議員の質問はどうか。
	柳副議長	町長に確認したい。 岩美高校の支援で、存続を願って町は頑張れ頑張れとやっているが、県立で町がどこまで財政的な支援ができるのか。限界があるのか、ないのか。
	西垣町長	額の限界はないと思っている。

		<p>ただ、県立となれば、本来は県がそれぞれについて手当すべきものという認識だ。</p> <p>非常にあいまいな話になるが、住民の皆さんにご理解いただける範囲になると思う。現状でどうかと言えば、これ以上はなかなか難しいと思う。何でもかんでもやればよいという話にはならないと思っている。</p>
	柳副議長	<p>うちの子は西高や東高に通っているが、こういった部分が必要だから支援してほしいと言っているとなった場合に、県立高校でありながら岩美高には支援があると。町長が今言われたように、住民の理解が得られる範囲ということだな。難しいな。</p>
	芝岡委員長	よいか。
	柳副議長	東部広域も、決定事項についての答弁になるな。
	芝岡委員長	次、田中克美議員の質問はどうか。
	柳副議長	中小企業振興基本条例というのは、よい答弁ができるのか。
	長戸副町長	これだけでは中身が分かりにくい。
	船木議長	題を見て、福祉事業所のことかと思った。
	柳副議長	<p>私は町長が懸念を持っておられると思い、読んだ。</p> <p>基本条例を作ってサポートする考えはよいが、行政ができることなのか。中身にもよると思うが、条例に書き落とすことができるのか。</p>
	長戸副町長	そこは分からない。
	柳副議長	<p>条例は縛りかけるものだ。それを役場ができるのか。</p> <p>例えば、中小企業が商工会等を通じて、こういったことで要請してきた場合に、相談していくということは考えられるが、今は中小企業の件数が減ってきているし、条例というのは、役場がさあどうだという枠を作ることだと思っているが、適正なのか。何を意図しているか分からない。これをしたらいけんということなのか、これをせよということなのか、答弁に悩まれると思う。</p> <p>逆に言うと、地域の商工会の立場で言ったら、「私がおるのに、何だって役場にしてもらわんといけんだ」「私らになくなれということか」と受け取られかねないことが発生するかもしれない。何のために商工会があるのかということにならないか。</p>
	西垣町長	<p>中身は分からないが、条例にも二通りある。</p> <p>一つは、制限をかけるもの。もう一つは、宣言的なものだ。</p> <p>恐らく克美議員さんは、宣言的なもので、いろいろと意見を聞いてその方向で向かうような条例化を想定していると思う。</p> <p>非常に難しい。意図するものが分からない段階では難しい。</p> <p>想定としては、支援に努めるというような宣言条例みたい</p>

		なものなのかなと思う。
	柳副議長	精神条例か。
	長戸副町長	規制条例ではないように思う。
	船木議長	この条例は、事業者については奨励したり安定させるような文言になると思うが、そうすることによって町民に規制をかけたり、協力を願ったり、いろいろと出てくると思う。その辺は難しいが出てくると思う。答弁が楽しみだ。
	長戸副町長	どういう具合に聞かれるか分からない。
	船木議長	この感じだと、助成も含めて援助してやれみたいに発展することもある。そうなると、町民にしわ寄せが来たりすることが出てくる。
	長戸副町長	本当はもう少し補強してほしい。
	柳副議長	すり合わせしていないのだから、何の意図があるのか聞いておいた方がよい。 心配するのは、商工会の絡みもあるので、よいと思って町がやったことが、何だいやということになったら大変もったいないし、見切り発車になるより、何を意図するかくらいは伺っておいた方がよいと思う。 深い意味はないと思うが、実は何が言いたいのかを聞いておかななくてもよいか。
	長戸副町長	もう少し補強していただくと、かみ合うと思う。
	芝岡委員長	それは事務局から聞いてもらった方がよいか。出された時は何も言われなかったのか。
	鈴木議会事務局長	私もちょっとあっさりしていると思う。 事業者から聞き取りと言っても、どういう項目とか何か具体的なものがあるのかということも聞いたが、それに対する明確な答えはなかった。頭の6行で判断するしかないのかなと思う。 ホームページなどを見ると、このような条例を作っている町はいくつかある。そういうものをイメージしているのかなと思う。
	長戸副町長	意図しているものがそうなのかというところは分からない。我々も当然ほかの条例の状況を見て勉強するが、克美議員が考えているところは分からない。そこはもう少し全国的にとか、こういう条例を作っている自治体があるが本町もそういった取り組みをせよみたいな形があれば、何となくこのようなことをイメージしているのが分かるが、我々の情報だけで一方的に答弁するのはどうかと心配する。
	芝岡委員長	局長、その辺尋ねておいていただくことはどうか。
	鈴木議会事務局長	事務局を通してということか。
	西垣町長	すべてにおいて細かくということはないが、どんなイメージかということを我々サイドで確認させていただけるなら確

		認したいが、その辺はいかがか。実際にはしないことになっている。
	柳副議長	基本として、すり合わせはしないということだ。議員も一般質問をするにあたって手の内を見せないということではなく、意図はこういうものだということだけは知らしめないと、かみ合った質問と答弁にならない。 そこは、職員を通じて聞くという姿勢を持っておられる方がよいと思う。事務局を通してされた方がよいと思う。
	芝岡委員長	しばらく休憩して、局長よいか。
	鈴木議会事務局長	確認させてもらうのは、条例のイメージだな。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 11時52分 休憩 再開する。 11時57分 再開
	鈴木議会事務局長	趣旨を確認した。 基本条例は理念法ということだ。 全国に200～300の自治体が作っているということだ。具体的にどこのということは示されなかった。 調査についても、後継者問題とか、事業の継続や拡大とか、あるいは町内での事業者間のつながりのこととかを挙げられた。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
④	芝岡委員長	次、④議案審議について。
	鈴木議会事務局長	町長提出議案は42議案だ。 今のところ追加、人事案件については、予定がないということだ。 概要説明は執行部にお願いしたい。
	坂口総務課長	予算議案については企画財政課長から、それ以外は私から説明させていただく。 *議案第2号、議案第13号～議案第32号まで説明
	田中企画財政課長	*議案第3号～議案第12号について、別紙「平成29年度3月補正予算概要」により説明 *議案第33号～第42号については、別紙「平成30年度当初予算概要」により説明 *議案第1号について説明
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 12時38分 休憩 再開する。 12時43分 再開 議案審議について、何かあるか。
	船木議長	補正予算で、子育て世帯応援事業費、保育所運営事業費は

		プラスになっているが、これは子育て世帯が増えたということと、運営経費は園児が増えて増となっているのか。
	田中企画財政課長	確かに、出生児が増えているということもある。その中で申請が増え、増額をお願いしている。 保育所運営事業費としては、中途入所の数が増えて、臨時職員を雇わないと回らない中で、臨時職員が増えたということだ。
	船木議長	中途入所というのは、よそから来て入ったのか。今まで入ってなかった人が入って増えたのか。
	田中企画財政課長	転入もあるし、生まれて半年くらいたって7か月目から預けようかという形でされた方もある。
	柳副議長	道路改良事業だが、補正で財源が確保できなかったということで、5,600万円減。これは、某議員が言っていた場所か。
	田中企画財政課長	はい。
	柳副議長	それが当初の1億いくらの中に含まれているのか。
	田中企画財政課長	完成させないといけないので、当初予算に入っている。一部繰り越しをかけている。 予算的に手当てはできているが、それが満額付くかは分からない。
	柳副議長	指摘に対しては、きちんとできるのだな。
	田中企画財政課長	完了できるまでの予算は付けているが、どれに対して補助金が付くかは分からない。
	柳副議長	計画通りできるということだな。
	田中企画財政課長	今のところ、来年度で完了する見込みだ。補助金がきちんと付けばの話だが。
	柳副議長	指摘を受けた時に、改めて手当したいと答弁されたが、それが入っているということだな。
	田中企画財政課長	ことしもことしで事業完了する見込みで予算を立てたが、若干資本整備交付金の配分が少なかったということで、来年度回しになったということがある。
	柳副議長	完了できるな、来年で。
	田中企画財政課長	絶対できるかと言われれば、できる予算は組んでいる。
	柳副議長	付かなかった場合、また組んでもらえるのか。
	田中企画財政課長	あとは町費を突っ込んでせよということなら・・・。
	柳副議長	そこまでは言わない。 それと、補正で消火栓の耐震改修について、数を減らしたということだったが、する必要がなかったということか。
	田中企画財政課長	範囲が少し短くなったので、それにかかる消火栓の部分も少なくなったということだ。
		※個々でのやり取りとなり、聴取不能
	柳副議長	新年度予算で言われた、岩美高のピッチングマシンとはど

		んなものか。
	田中企画財政課長	野球のボールをばっ、ばっ、ばっと出すやつだ。
	柳副議長	それはバッティングマシンというものだ。
	田中企画財政課長	ピッチングマシンと言われた。
	柳副議長	特色ある学校づくり事業と同じものだが、それを全額野球部のために使うのか。それは向こうが決めることか。
	田中企画財政課長	一応それを考えているということだ。
	柳副議長	いろいろな部活がある中で、特色ある学校づくりで渡したお金を、野球部は別のお金でやればよいという声もある。こっちは何も言えないのか。
	西垣町長	小中学校版と同じ仕組みだが、これに使ってという辺りは言わずに、岩美高の内部で調整してきちんと上手にやってくれという言い方をしている。
	柳副議長	それについては向こう側が決めることなのでよいが、そういう声が3階からでも聞こえる。 同じクラブ活動の中で、成果主義ではないが、もっと頑張ってもらうために野球部に100パーセント通したかもしれないが、いろいろと部活がある中で、野球部だけが特待されていると3階からも聞くので、町長はよいのかと思った。 あれこれ聞くと長くなるのでよい。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
⑤	芝岡委員長	⑤請願等の審査について。
	鈴木議会事務局長	受け付けがなかったのでゼロ件だ。
⑥	芝岡委員長	⑥発議案の提出について。
	鈴木議会事務局長	今のところ、閉会中の各常任委員会所管事務調査に係る発議案が1件だ。
⑦	芝岡委員長	⑦会期及び日程（案）について。
	鈴木議会事務局長	*日程表により説明 指定管理者の指定についてだが、従来のおり初日に処理させていただきたいと思っている。この中で、議案第16号の網代漁港運動公園の指定管理者の指定については、東因ソフトボールリーグに指定されるものと思っているが、松井議員がこの団体の副会長をしておられるので、除斥の対象になる。 松井議員は今回の会議録署名に指名されるが、この案件について除斥となるので、澤議員を補充の形で会議録署名議員に指名することになるが、初日の1日間、松井議員に代わって澤議員ということではよろしいか。
	芝岡委員長	いかがか。
	船木議長	それはいつ言うのか。
	鈴木議会事務局長	また確認するが、これまで会期中を通しての指名をさせて

		もらっているので、指名をさせてもらったうえで、本日に限りということで交代させていただく。
	船木議長	よろしく。
	鈴木議会事務局長	*続けて説明
⑧	芝岡委員長	⑧条例等の審議について。
	鈴木議会事務局長	*日程表により説明
⑨	芝岡委員長	⑨平成30年度に係る予算の審議について。
	鈴木議会事務局長	*日程表により説明
	芝岡委員長	ここまでよろしいか。
	皆	よい。
⑩	芝岡委員長	⑩その他の議会の運営に関する事項。
	鈴木議会事務局長	*日程表により説明
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
審査事項(2)	芝岡委員長	審査事項(2)地方創生に係る調査研究のまとめについて。
	鈴木議会事務局長	<p>前回、全協でまとめ方を提案した。本当はきょうの議運である程度できたものを皆さんに見ていただいて修正いただこうと思っていたが、私の作業が間に合っていない。今、とりあえず起こしたものが36ページある。皆さんからいただいた意見、感想も4ページほどある。それをもう少し圧縮する作業を進めたい。また相談させていただきたい。</p> <p>前回、会期中に全協をもっていただいて、その時に皆さんに確認していただきたいということを提案した。それでいこうと思うと、もう一度議運の皆さんか、代表の方と私とで資料をまとめていただきたいと思う。そこを相談したい。</p> <p>全協をもつとなったら、いつもつかということがある。19日に予算審査特別委員会があるが、終わった後をお願いできればと思う。そこで確認いただいたものを、22日に提案したい。</p>
	芝岡委員長	<p>それを皆さんにお諮りしたい。</p> <p>今回は皆さんに報告書を出していただき、それを一つにしていく作業をしているが、それでよろしいか。</p> <p>議運の正副委員長と事務局で作ることよろしいか。</p> <p>皆さんにいただいた報告書をまとめるということで。</p>
	柳副議長	前みたいに作業部会を作らないということだな。
	芝岡委員長	<p>そうだ。日にちもない。</p> <p>できたものをあらかじめ全協で見ただけという提案だが、そのようなことはなしで、できた報告書を最終日に提出することよろしいか。</p>
	皆	よい。
	柳副議長	意見を聞いて変わるわけではないし、たたき台を圧縮させるのみならよい。

	鈴木議会事務局長	大半は聞いてきた内容を整理したものになるが、それを受けて議員の意見を載せるということだ。
	芝岡委員長	意見や感想を含めて作成させていただくということではよろしいか。
	鈴木議会事務局長	まとまったものを、またメールで皆さんにお知らせしたい。
	芝岡委員長	では、全協はもたないこととする。
その他	芝岡委員長	では、その他。
	鈴木議会事務局長	3月議会は懇親会が恒例になっているが、懇親会はもたせていただくということではよろしいか。
	柳副議長	正副委員長に、場所も時間も一任する。
	芝岡委員長	町外、町内はどうか。
	柳副議長	任せる。
	芝岡委員長	では、こちらで考えることとする。 ほかに。
	鈴木議会事務局長	執行部の方で、特別職の報酬審議会をもたれる予定となっている。前回、議員報酬についても議論してもらっている。その辺りを議会の方としても、今度もたれる報酬審議会の中に入れてもらうか。現状でよいか。前回の答申の中には、定期的に見直すことがよいとあったと思う。
	柳副議長	議会も一緒に見ていただけるというものか。それとも、議会も一緒に見るというものか。
	長戸副町長	それは、議会がどう考えられるかだ。
	柳副議長	報酬審議会が、議員の報酬は30万円いるぞという答申を出してきたら、それを受けて議会も条例改正するのか。
	鈴木議会事務局長	そこはまた判断だ。答申はあくまでも答申だ。
	船木議長	議会も審議してもらえばよいのではないか。 答申についてどうするかはまた判断すればよい。
	鈴木議会事務局長	実際に立ち上がるのは春になってからで、答申が出るのは改選後だと思う。
	柳副議長	報酬審議会にかけないと、議会も事実上できないということだろう。かけてもらえばよい。
		※個々でやりとりして、聴取不能
	鈴木議会事務局長	審議会の設置条例があって、その審議会では執行部の特別職、それから議員も含めて審議の対象になっているということだ。執行部が審議するから議会も当然議員の報酬を審議しないといけないということではなく、あくまでも議会は議会で諮問することになると思う。 諮問をするかということと、答申を受けて次はどう対応するかということがある。 報酬を上げたり下げたりするのは、あくまでも議員の報酬条例で決めることになる。
	澤委員	いつも一緒に諮問しなくてもよいということだろう。

	鈴木議会事務局長	当然にということではない。
	船木議長	当然ではないが、今までは審議会がなくていろいろと苦労してきた流れがある。それで、審議会ができたので、議会も審議会に検討してもらおうということにしたと思っている。
	澤委員	いつもしなくても、例えば、1年前にしたから今回は議会の方はよいということもできるな。
	船木議長	皆がそう言うならそうだ。
	柳副議長	審議会の方も、面倒くさがらずに受けてくれるのか。
	船木議長	議会の方から何かアクションがいるか。
	西垣町長	基本的には諮問という形になる。諮問書がいる。
	鈴木議会事務局長	執行部の動きに合わせてということ。
	芝岡委員長	その他、ないか。
	皆	なし。
	柳副議長	いよいよ改選期だ。 お茶会計に決着を付けんといけん。
		※個々でやり取りし、聴取不能
閉会	芝岡委員長	以上で終わる。 *起立、礼 13時24分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

議会運営委員長